様式第八（第46条第２項関係）（令元経産令31・令２経産令92・一部改正）

災害月報　　年　　月分									
鉱山名(鉱種)	（　　）								
種別／事由			回数	死亡	負傷			合計	損失日数
					重傷		軽傷		
					4週間以上の休業の	2週間以上4週間未満の休業の			
坑	落盤又は側壁の崩壊		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	浮石の落下(前項以外)(注)		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	ガス又は炭じんの爆発		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	ガス中毒又は窒息		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	ガス突出		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	山はね		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	自然発火		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	発破又は火薬類のため		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	立坑巻揚装置のため	チェン又はロープの切断	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		その他	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	前項以外の運搬装置のため	チェン又はロープの切断	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		鉱車の逸走又は脱線	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		鉱車に接触又は挟撃	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		車両系鉱山機械又は自動車のため	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		コンベアのため	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		その他	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	出水		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	火災		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

坑内	機械のため		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	電気のため		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	飛石又は転石		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	工具のため		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	粉じんのため		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	落下物又は倒壊物のため（罹災者の持っている物以外）		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	取扱中の器材鉱物等のため		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	墜落		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	転倒		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	その他		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
坑外	岩盤の崩壊		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	発破又は火薬類のため		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	火災		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	風水雪害		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	運搬装置のため	鉱車のため	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		架空索道のため	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		車両系鉱山機械又は自動車のため	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		コンベアのため	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		その他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	さく井機械のため		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	機械のため（石油鉱山については前項以外）		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	電気のため		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	ボイラーの破裂		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	しゃく熱溶融物のため		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

外	劇物のため	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	飛石又は転石	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	工具のため	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	粉じんのため	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	落下物又は倒壊物のため（罹災者の持っている物以外）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	取扱中の器材鉱物等のため	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	墜落	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	転倒	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	その他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
総計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

種別 / 坑内外別	月末鉱山労働者数			稼働延人員			稼働延時間		
	直轄	請負	合計	直轄	請負	合計	直轄	請負	合計
坑内									
坑外									
合計									

年　月　日

産業保安監督部長　殿

鉱業権者名

備　考

⑴　請負労働者に係る災害については、内数として（　）内に記載すること。

⑵　㈱については、金属鉱山等及び石油鉱山のみ記載すること。

⑶　本表は毎月20日現在により前月分を記載し、毎月末までに提出すること。

⑷　本表には災害による業務上の死傷者を記載するものとし、軽傷は３日以上休業の者をいう。

⑸　前号の休業日数は実際の休業日数によるものとし、毎月21日以後については20日現在における医師の診断による。

⑹　本表は該当する死傷者及び災害がないときも提出すること。

⑺　稼働延時間は各鉱山労働者の１箇月の延稼働時間の総和とすること。

⑻　損失日数は死亡者及び３日以上休業の者について記載し、一時労働不能者に

ついては休業日数をその損失日数とする。

⑼　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。